

承認通知書

[H30] 待土改(排) 第 19 号

平成 30 年 4 月 24 日

群馬県前橋市新前橋町 17-17

株式会社 上毛新聞 T R

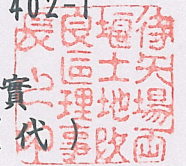
代表取締役 渡辺 幸男 様

群馬県太田市鳥山下町 402-1

待矢場両堰土地改良区

理事長 木村 實

TEL 0276-33-7181 (代)



平成 30 年 4 月 17 日 申請のあった下記件のことについては、次の条件をつけて承認したので通知します。

河川名	
場所	太田市飯塚町 598-3,600-1,601-1,602-1
目的	展示用住宅 16 棟及び管理棟 1 棟 雨水排水放流
施設名称	
施設の構造	人槽
管理の方法	設置施設の清掃管理を委託し、定期的に清掃すること
備考	・但し、排水放流は雨水のみとし、その他の排水は公共下水道へ接続すること。
条件	1.排水管接続箇所及び構造は申請書図面の通りとし、土揚敷等公共物を許可なく占用及び使用しないこと。 2.本申請施設が起因し、水路敷等施設を損傷した時は、申請者において速やかに現況回復をすること。 3.申請書記載の地区関係者の意見及び念書記載内容を遵守し、常に水質保全に努め、水害事故を防止すること。 4.環境衛生に留意し、施設の機能を維持するため設置する排水処理等の施設を定期的に点検・清掃又は、清掃管理業務委託をし、農業用水を絶対に汚染しないこと。 5.本申請施設が起因し、第三者に損害を与えた場合は承認を受けた者が解決にあたり、施設に起因し生じる第三者との紛争も同様とし、直ちに改善すること。 6.周辺水路の堀浚い・草刈り及び水路環境保全に積極的に努めること。 7.農地転用不許可などの理由により排水申請等「取下げ」する場合は、開発等同意申請料に相当する手数料(3,000 円)を除いた金額を還付する。 8.浄化槽人槽減少、敷地面積減少による申請料の還付は、承認日より1年以内とする。 9.上記事項に違反し、履行业務を怠った場合は、この承認通知書を取消する。また、その他必要事項が生じた場合、その都度相互間において協議する。